

住民主体の移動・外出支援の取組み



NPO法人 全国移動サービスネットワーク
副理事長 河崎 民子

民生委員・児童委員の

ひろば 9

2018
September

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

身近な地域における 高齢者や障がい者の生活を支える支援

～生活支援サービスと日常生活自立支援事業などを中心に～

● 全児童連だより

● 地域共生社会づくりに向けた
民生委員・児童委員の活動環境の改善等を要請

● 情報室

● 生活困窮者自立支援制度における相談支援の強化

● 人権について考える

特集

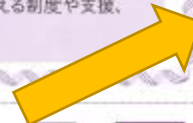
身近な地域における高齢者や障がい者の生活を支える支援

～生活支援サービスと日常生活自立支援事業などを中心に～

高齢者等のひとり暮らし世帯の増加や地域の希薄化、商店の閉店や公共交通機関の廃止など生活基盤の脆弱化が多くの地域で見受けられ、高齢者や障がい者にとって生活のしづらさを感じる場面が多くなっています。

このため、各地域で買い物外出、あるいは電球替えや家具の移動などのちょっとした家事、定期的な食事など、生活支援のための身近な支援やサービスが求められています。また、認知症や知的障がい、精神障がいがあり、判断能力が十分ではない人にとっては、社会福祉協議会等が実施する「日常生活自立支援事業」による日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用契約への支援は、悪徳商法被害の防止も含め、地域の暮らしを継続するために必要な支援です。

本号の特集では、地域における高齢者や障がい者の生活を支える制度や支援、民生委員・児童委員の役割について考えます。



高齢者等への生活支援サービス
の広がり」と「介護予防・生活
日常生活支援総合事業」

「地域の生活課題」としての身近な
生活支援に対するニーズ
全児童連が、平成28年度に行
なった「民生委員制度創設百周年
記念 全国モニター調査」では、
全国の単位民児協に対して、「地
域住民が直面する生活課題、福祉
課題に対応するために希望してい
る」と感じるサービスや社会資源
を尋ねています。その回答でも
最も多かったものは「買い物弱者
の生活を支える支援」であり、
「ヘルパーと過半数を超えていま
した。続いて「外出や通院等の際
の移動に対する支援」「外出の際の
公共交通機関」が、おおよそ4割
以上、多くの単位民児協で、買
物や外出などの身近な生活支援が
不足していると感じていることが
わかりました。

要介護者や障がい者等にタクシー
等のチャケットを配布したり、「オ
ンデマンド交通」(予約型の乗り
合い交通手段)を試行したり、商
工会等が中心となって移動販売や
宅配等を行なうなどの取り組みが
実施されています。
その一方で、高齢者や障がい者
が地域で安心して暮らすことが
できるよう、住民同士の助け合いや
互助による生活支援の仕組みづく
りも考えられます。こうした、い
わゆる「地域包括ケア」の考え
方にもつき、国や各自治体におい
ては、高齢者等への生活支援と介
護予防、そして社会参加や地域づ
くりを一体的に取り組むために
「介護予防・日常生活支援総合事
業」(以下、「総合事業」)を展開
しています。
地域において増大する高齢者等
へのさまざまな生活支援のニーズ
に対して、きめ細かな支援の仕組
みを構築するためには、地域の互
助や助け合いを基盤にする住民主
体の活動による支援を含む、多様
な主体の活動やサービスが身近に

全児童連が、平成28年度に行なった「民生委員制度創設百周年記念 全国モニター調査」では、全国の単位民児協に対して、「地域住民が直面する生活課題、福祉課題に対応するため不足していると感じるサービスや社会資源」を尋ねています。その回答でもっとも多かったものは「買い物弱者の生活を支える支援」であり、56.7%と過半数を超えていました。続いて「外出や通院等の際の移動に対する支援」「外出の際の公共交通機関」が、おおよそ4割前後と、多くの単位民児協で、買い物や外出などの身近な生活支援が不足していると感じていることがわかりました。

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

【その背景など】

1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

- 日常生活上必要な活動のため、
高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加

2) 高齢者の体力

駅やバス停まで歩行できる距離&坂道、買物の荷物

- 休まずに歩ける距離は100メートルまでと回答
・・・高齢者の1割、75歳以上は17%

3) バスはあっても、不便

(1日1便、数時間に1便など)

4) 高齢者間にも経済格差が拡大

- ➡ 買物等にタクシーを使える人は多くない

総務省の推計

全国の買物困難者
700万人



75歳以上ドライバーが免許を返納しない（できない）理由

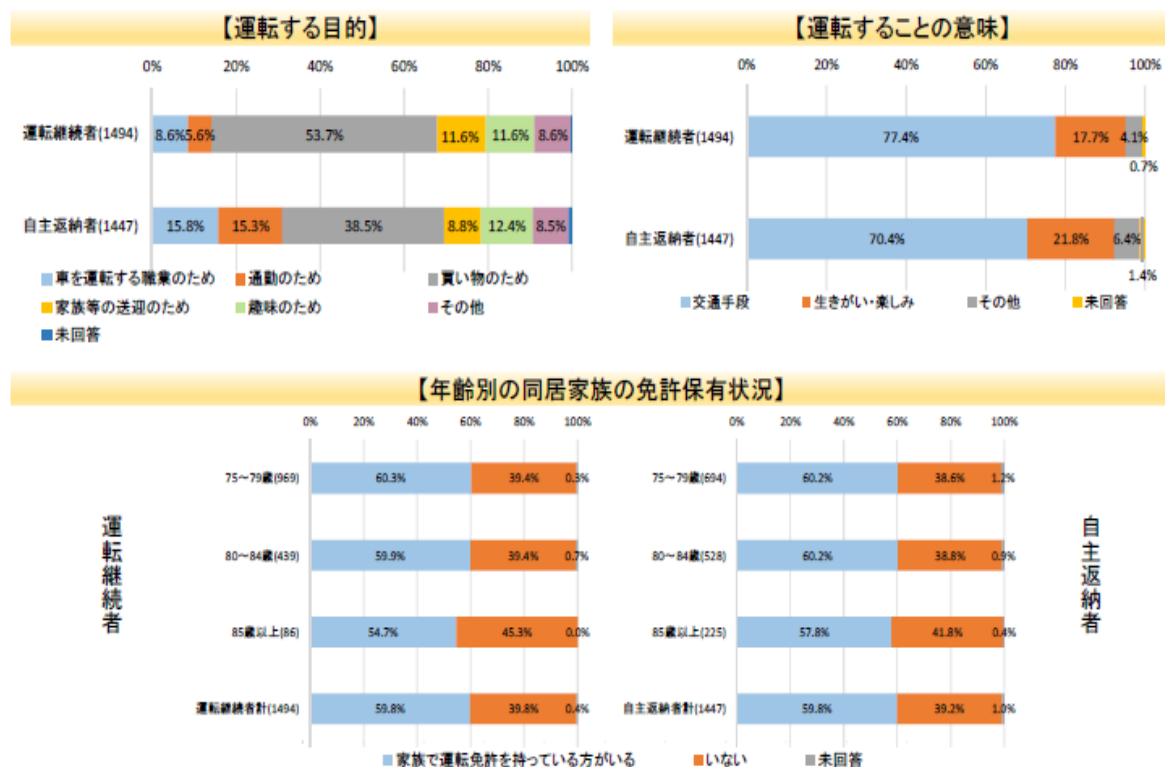
● 運転の目的は買物のため(53.7%)との回答が最も多く、ほかには**仕事、送迎、通院等**が多かった。

● 運転することを「**交通手段**」と回答した者が**7割を超えた**。

返納したら「閉じこもり」になったケースもある
→代替手段が必要

3. 運転の目的と意味

- ◆ 「買い物のため」に運転すると回答した者が最も多く、ほかには仕事、送迎、通院等の目的で運転するとの回答が多かった。「趣味のため」と回答した者は1割程度にとどまる。
- ◆ 運転することを「交通手段」と回答した者が7割を超え、「生きがい・楽しみ」と回答した者（約2割）を大きく上回った。



しかし・・・

高齢運転者による死亡事故に係る分析(4)

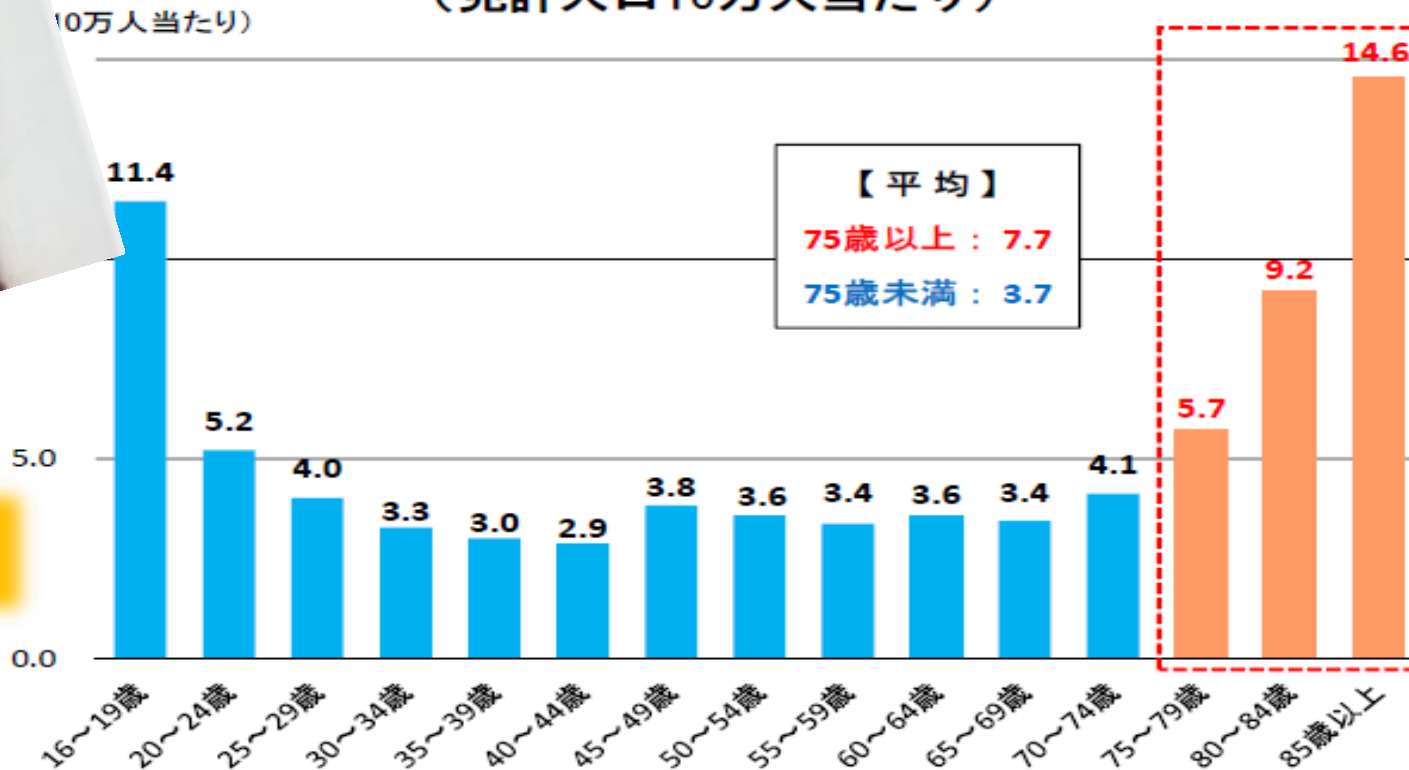
～ 年齢層別の免許人口当たり死亡事故件数 ～

- 免許人口当たりの死亡事故件数を見てみると、75歳以上の高齢運転者は、75歳未満の運転者と比較して死亡事故が多く発生している。

図 年齢層別の免許人口10万人当たり死亡事故件数(原付以上第一当事者)(平成29年)



年齢層別の死亡事故件数 (免許人口10万人当たり)



代替手段が必要



※ 平成29年12月末の運転免許保有者数で算出した。

高齢者の移動手段の確保に関する検討会（国交省）

「中間とりまとめ」 2017年6月

互助について言及

- 高齢者の移動手段としては、バス、タクシーなど・・・が基本的に重要な役割を担っている。・・・他方で・・・公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域の助け合いの中で、高齢者のための移動手段を確保していくことも、今後、重要性を増すものと考えられる。・・・

- 介護保険制度等によって行われる輸送サービスについて、高齢者の移動手段として活用できるよう環境整備を図るとともに、交通事業者、介護事業者等の相互の理解を促進する・・・

★だが「互助」を促進するための具体策（交通空白地や許可・登録不要の運用弾力化など）で成果は多くない

「福祉」と「交通」の連携 についても

【地域における分野横断的連携】

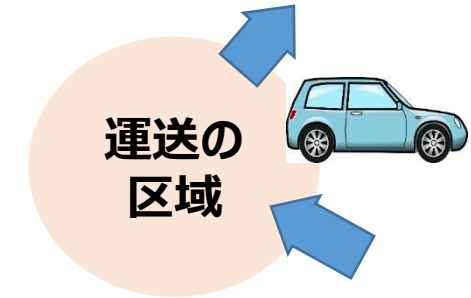
- 総合行政の担い手である地方公共団体の内部において、福祉部局と交通部局の連携（政策立案、情報共有、意識改革等）が図られるよう、周知を徹底する。

神奈川県秦野市「バスの乗り方講座」



「中間とりまとめ」を受けた通達等の発出状況

- ◆ **市町村運営有償運送の見直し**（平成29年8月）
 - 【交通空白輸送】 定路線のほかに**区域運行も可能**に
 - 【交通空白 & 福祉輸送】 市町村車両のほかに
マイカーなど**持込車両の使用が可能**に
- 訪問型サービスDの実施可能モデルを情報提供（29年9月）
- ◆ **「許可又は登録を要しない運送の態様」の一部見直し**（30年3月）
 - 釣り銭不要も自発的な謝金と整理、ガソリン代実費のキロ設定可能に、
特定費用のほかに仲介手数料の収受可能に
 - **自治体からの補助(車両購入・維持費)を登録不要と整理**(29年8月)
- ◆ **「福祉」と「交通」の連携強化、相互理解の促進**（平成29年6月）



道路運送法 78条

自家用自動車は次に掲げる場合を除き

登録

有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき
- 2 自家用有償旅客運送を行うとき
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ないとき

許可を受けてない車 = 白ナンバー車

道路運送法 79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

自家用有償旅客運送の種類と概要

◆市町村運営有償運送（交通空白輸送、市町村福祉輸送）

市町村が、その区域内の住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

◆公共交通空白地有償運送（過疎地有償運送改め）

NPO等が、交通の不便な地域で、住民の日常生活に必要な交通を確保するため行う
対象者は、地域住民全員、来訪者

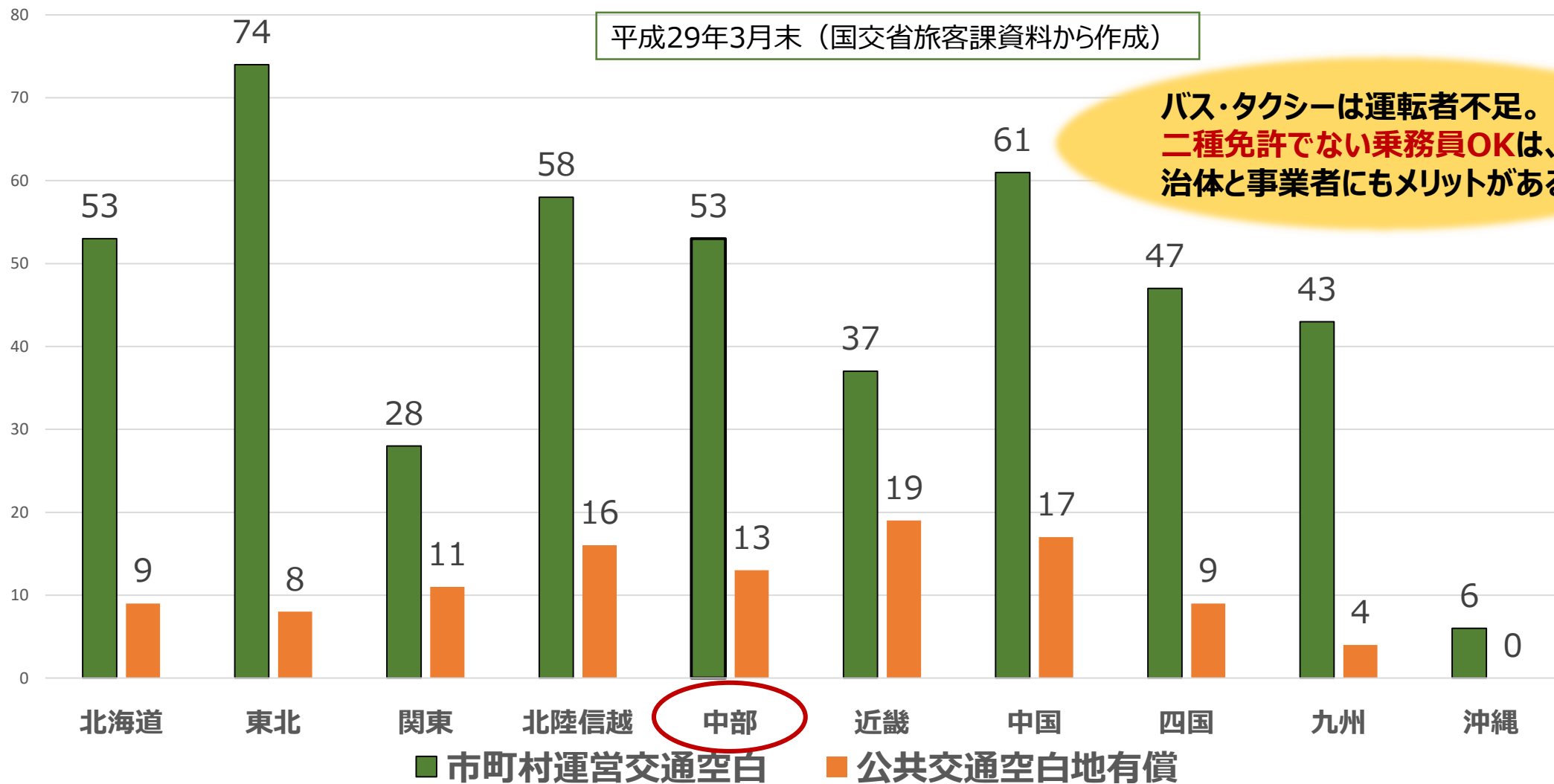
◆福祉有償運送

NPO等が、ドア・ツー・ドアで行う運送。対象者は 身体障がい者、要介護・要支援認定者、基本チェックリスト該当者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（制限がある）と付添人



市町村運営（交通空白輸送）全国 442 市町村

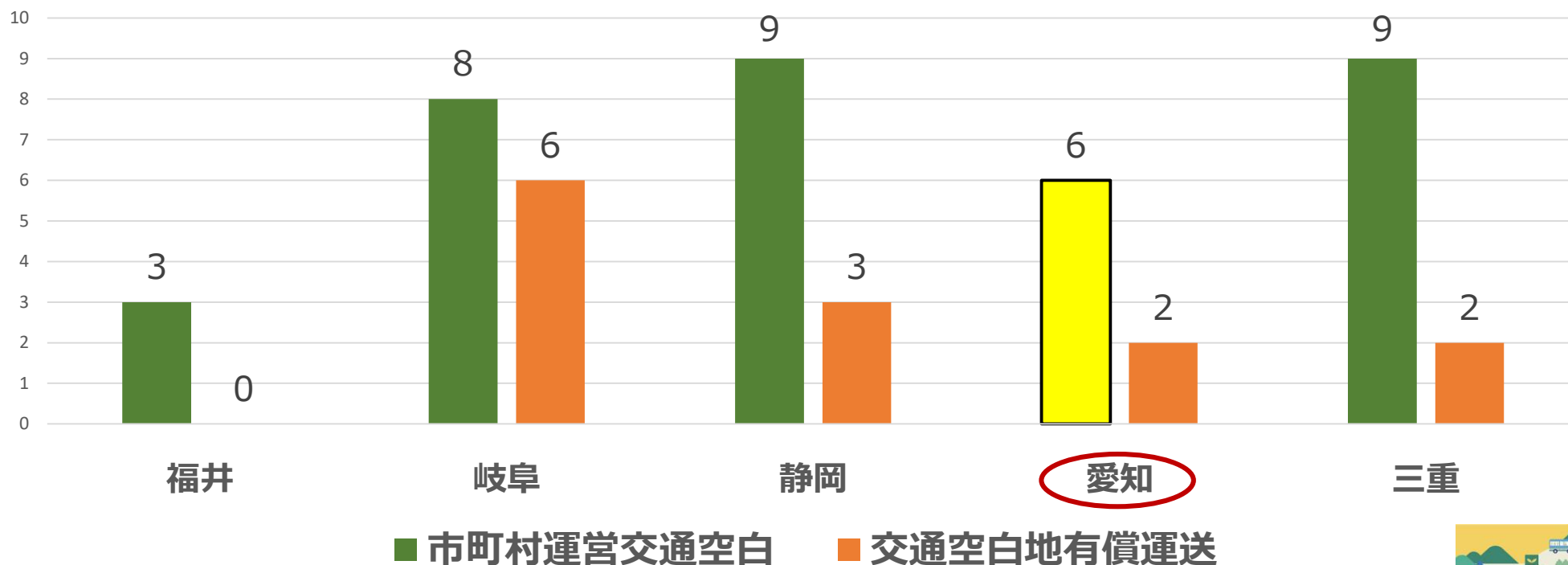
公共交通空白地有償運送 全国 106 団体



市町村運営（交通空白輸送） 中部運輸局内 35 市町村

公共交通空白地有償運送 中部運輸局内 16 団体

平成29年3月末（国交省旅客課資料から作成）



*「トヨタ・モビリティ基金」が 自家用有償旅客運送導入ガイドブック を発行（平成30年7月12日発行）

http://toyotamobilityfoundation.org/pdf/press_release_20180712_jp.pdf



自家用有償運送 運転者の要件と認定講習の内容

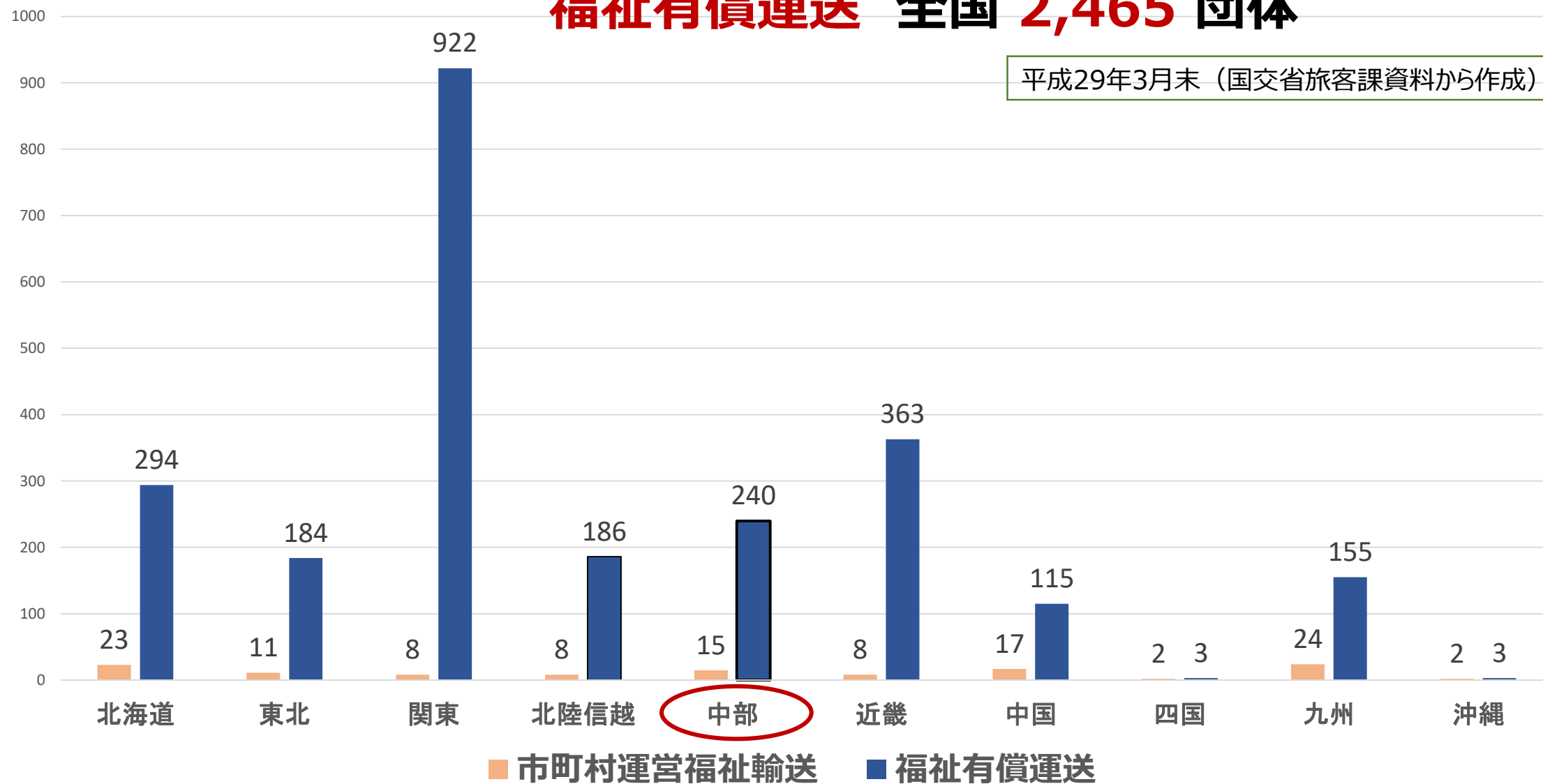
運送の種類	公共交通空白地有償 市町村交通空白	福祉有償運送 市町村福祉	
		福祉自動車による	福祉自動車以外(セダン)による
いずれかの要件	二種免許かつ免許停止中でない	二種免許かつ免許停止中でない	左の要件に加え次のいずれか1) 認定講習修了 2) 介護福祉士、ヘルパー、ガイドヘルパー 3) ケア輸送サービス従事者研修修了
	普通免許かつ過去2年以内に免許停止がなく、次のいずれか 1) 認定講習修了 2) 自家用自動車管理業運転サービス科修了	普通免許かつ過去2年以内に免許停止がなく、次のいずれか 1) 認定講習修了 2) ケア輸送サービス従事者研修修了	
認定講習の種類とカリキュラム	【市町村運営有償運送等 運転者講習】 ○関係法令等に関する講義 (20分) ○安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分) ○運転方法に関する講義 (40分) ○運転方法に関する演習 (1人あたり20分)	【福祉有償運送 運転者講習】 ○関係法令等に関する講義 (50分) ○安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分) ○運転方法に関する講義 (50分) ○障がいの知識及び利用者理解に関する講義 (50分) ○基礎的な接遇技術に関する講義・演習を含む (120分) ○福祉自動車の特性に関する講義・演習を含む (60分) ○福祉自動車の運転方法等に関する演習 (1人あたり20分)	【セダン等 運転者講習】 ○福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習 (講義50分、演習1人あたり20分)



市町村運営（市町村福祉）全国 118 市町村

福祉有償運送 全国 2,465 団体

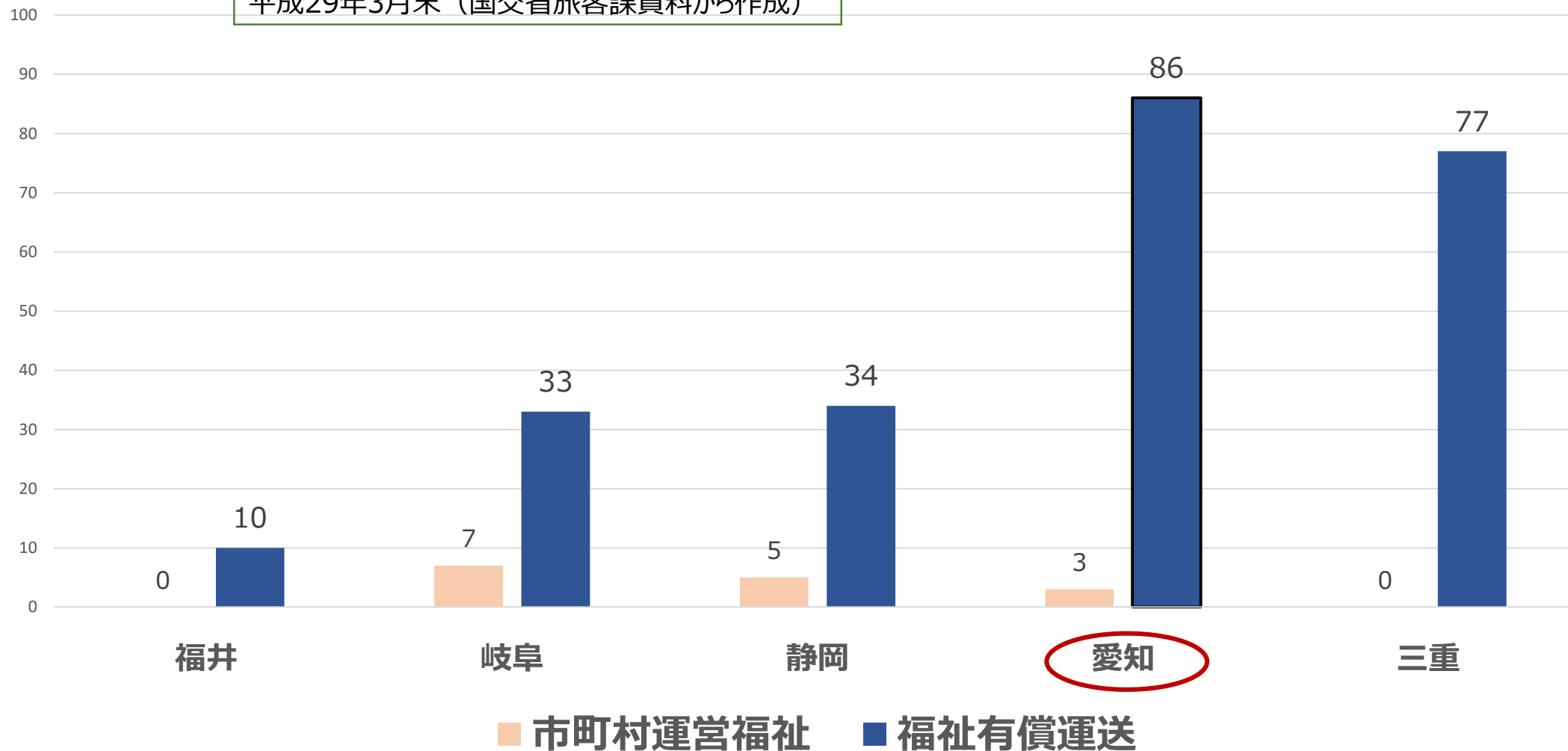
平成29年3月末（国交省旅客課資料から作成）



市町村運営（市町村福祉）中部運輸局内 15 市町村

福祉有償運送 中部運輸局内 240 団体

平成29年3月末（国交省旅客課資料から作成）



移動を支援する活動 実は楽しい

外出することで生活を豊かにする利用者

＜利用事例＞

通院、入退院、通学、通所
仲間や友人との交流、食事
コンサートや映画、観劇、観光
趣味の教室やセミナーへの参加、墓まいり、結婚式・・・etc



道路運送法

許可・登録の 手続き不要

国土交通省 通達（事務連絡/平成18年、改正/平成30年3月30日）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」



- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
 - 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
 - 2 **自家輸送**の場合
 - 3 **子どもの預かりや家事身辺援助等のサービスと一体型**の場合
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(1)-1 利用者からの給付が好意に対する任意の謝礼と認められる場合

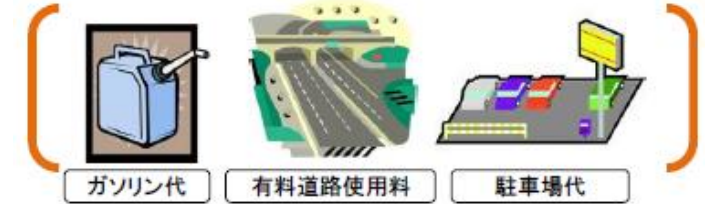
乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合



- ① 偶発的なケース
- ② 日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース
- ③ 利用者が（右の）**ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」**

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

特定費用



(3) 利用者負担が実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合

「実際の運行に要するガソリン代」= 乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

ガソリン代の算出方法2事例

- ① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格
- ② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）



(1)-2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合

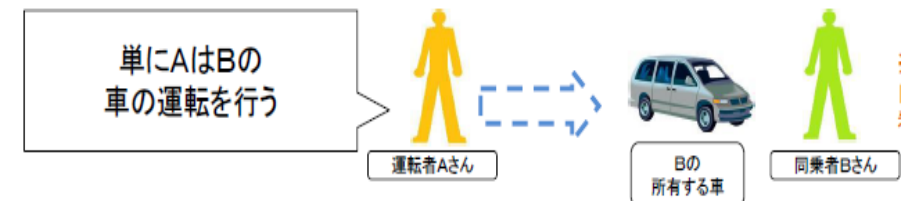
- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- **ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- **ただし、介護保険制度の訪問介護および障害者自立支援法による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない**

(4)-4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

- **運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要**



国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



(4) -2 「自家輸送」の場合

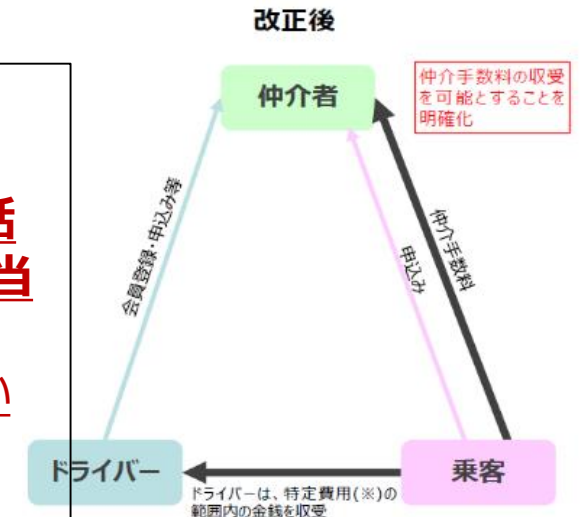
- ・ デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当

- ・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(4)-3 子どもの預かりや家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合

- ・ 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスがすべて一律の利用料金となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他**利用者負担可能**
<仲介手数料>
アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当）
= 国交省見解
ただし運転者に還流しない
仕組みにする



事例 1) 住民+公用車による支援

広島県 福山市

高齢者おでかけ支援事業 <登録不要型>

- ・ 地域で高齢者を支える仕組みとして2009（平成21）年度に創設
- ・ **地域ごとに住民が支援グループを結成**（構成は、自治会町内会連合、ボランティアの会など）

福山市が車両を調達(リース)

ワゴン7台、セダン1台、軽1台（9地区用）

- ・地域の有志の会に車両の運行等を委託
- ・業務上の責任は福山市が負う

- 地域の有志の会（ボランティア）
- ・サービスの実施
 - ・車両の管理等
 - ・ボランティアの募集、利用者の登録等
 - ・運転者は「認定運転者講習を受講」

実施状況

9学区（地区）で実施（2015年7月現在）
 運行曜日 各5日～2日／週

利用者負担

なし

車両空き時間の買物送迎・サロン送迎

神奈川県麻生区
サロンの送迎

許可や登録不要
の活動
一般の高齢者も
乗車可能

千葉市大椎台団地
スーパーへ送迎



社福) 一廣会
「かないばら苑」

- ・高齢者グループからお願いされて、サロン会場へ送迎
- ・2010年末開始
- ・現在3団体の送迎
- ・運転ボランティア10人が運転を担う



特養のスタッフが運転



自治会で募集した
ボランティアが付添
支援

社会福祉法人の責務となった公益活動

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

逗子・鎌倉ハイランドの買物バス〈登録不要型〉

ハイランドは1970年代にサラリーマンと家族がどっと越してきた住宅街。高齢化進行。買物帰りの上りがキツイ。逗子ハイランド自治会が(社福)百鷗「逗子清寿苑」にお願いして買物支援を開始。

- 逗子清寿苑が**車両と運転手を提供**（地域貢献の一環）
- 逗子・鎌倉ハイランドの**両自治会の役員1名が添乗**
- **毎週（月）（木）** 11：30に 坂の中腹にあるスーパーから、坂の上の自宅まで送る 〈無料〉
- 対象者 多少は歩ける人（買物時間や所用など時間はさまざまなので行きはあえてバスは出さず）
- 2015(平成27)年12月から運行
1日 5～6人が利用（好評）
- スーパーは、発車時の店内アナウンス等で協力



大椎台団地の買物支援サービスと「助け合いの会」の送迎活動

サービスの種類	大椎台団地の買物支援サービス	大椎台団地の助け合いの会
	大椎台自治会の地域福祉委員会による	大椎台自治の会有志による
道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送★会員制
サービス提供者	(社福)千寿苑(車両と運転者)、住民ボランティア(買物付添)	助け合いの会の登録ボランティア
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット「せんだう」(専用駐車場あり)へ買物送迎 ・対象は、70歳以上で買物に不便がある人、70歳未満で疾病等の理由で買物に不便がある人(要介護認定者除く) ・自治会協力員の付添で30分の買物後、自宅まで送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・庭木の剪定、草取り、家具の移動、通院等の送迎 ・依頼があり、手を挙げてくれる人がいれば、基本的に何でも実施する姿勢
従事者数	運転者1人、協力員5人が週替わりで対応	11人
送迎車両	1台(社会福祉法人所有)	運転者の持ち込み車両
開始時期	平成29年	平成10年
実施日時	毎週木曜日の13:30~15:30(週1回)	いつでも可。申込みは月~金 9:30~15:30
利用者負担	無料	30分300円
利用者数等	平成29年1月~3月の計10日間で計46人(一日当たりの利用者は3~6人)	平成29年度は226件
保険	車両の自動車保険、ボランティア行事用保険	車両の自動車保険、社協のボランティア保険

相模原市 佐野川地区 交通対策モデル事業「いくべえカー」

経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月 第2期まちづくり会議の「いきいきサポート部会」で地域の实情にあった交通手段の検討を始める 平成24年9月「佐野川の足を考える会（通称：さっそくいこう会）」発足…佐野川地区をモデルにスタート 24年11月 佐野川住民アンケート実施 調査対象255世帯 回答237世帯→約60人が外出困難者と判明 社会福祉法人ラファエル会（佐野川地区で5施設を運営、送迎車両多数所有）に相談 25年7月 利用申し込みの調査→39人の申込みがあった
道路運送法	許可・登録を要しない運送
第1次実験運行 (平成25年10～12月)	<ul style="list-style-type: none"> 見えた課題 ①積雪などで運休する際の連絡の仕組み ②キャンセルする場合の連絡方法
第2次実験運行 (平成26年1～3月)	<ul style="list-style-type: none"> 電話連絡員を配置 ・登録者を見直し、ほんとうに必要な人が利用できるようにした ・キャンセル待ちの対応もできるようになった ・運転手さんや合い乗りの方との会話が楽しみに ・電話連絡員（住民）と専用携帯電話の費用は現在自治会が支援
本運行開始 (平成26年4月)	32人の利用者からスタート 現在25人が利用 （水）は平均2～3人 （金）は平均4～5人
運行日時	<ul style="list-style-type: none"> （水）（金）いずれも10：00～自宅近くの停留所で順にピックアップ、目的の停留所で下車（約70分）12：00～外出先の停留所で順にピックアップ、自宅近くの停留所で下車（約70分） （水）【5人乗り】 →藤野駅前→診療所前→総合支所前→JA前 （金）【8人乗り】 →スーパー前→郵便局前→病院前 ★利用する人と調整して、3ヶ月ごとに利用日を予め決めている
利用者負担	無料
車両と運転者	社会福祉法人ラファエル会が車両と運転手を提供
保険	法人の保険 + 送迎サービス総合補償（全社協）

山形市内の取り組み状況と利用状況（平成28年度）

取組施設名	特別養護老人ホーム 蔵王やすらぎの里	特別養護老人 ホーム愛日荘	特別養護老人 ホーム菅沢荘	特別養護老人ホーム みこころの園	特別養護老人ホーム ながまち荘
支援地域	蔵王上野地区	東沢地区（滑川 住宅町内会）	本沢地区 （全域）	榎沢地区 （西原自治会）	千歳地区 （全域）
頻度 （開催日 時）	月2回 （第1・第3水曜日 12:50～14:40 頃）	月4回 （毎週木曜日 10:00～14:00 頃）	月1回 （第2水曜日 13:00～15:00 頃）	月1回 （金曜日 13:30～15:30）	月2回 （第2・第4木曜日 10:00～12:00 頃）
参加人数 （1回あたり 登録人数）	9人	6人	6人	初回 4人 二回目 7人 （最大13名可）	7人 （最大10名可）
行き先	スーパー （2ヶ所）	スーパー イオン 市内中心 部（七日町）	スーパー	スーパー （町内会と施設でそ の都度相談）	スーパー （今後複数店舗 検討）

「山形市社会福祉協議会 山蔭瞬氏提供

事例3) 訪問型サービスD & B

介護保険制度改定による移動支援

①訪問型サービス (P22~)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 買物、通院、外出時の支援 2) 通所型サービスBへの送迎
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	訪問型サービスBに準じる
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

厚生労働省

訪問型サービスDの2つの類型

ケース1) 通院や買物等

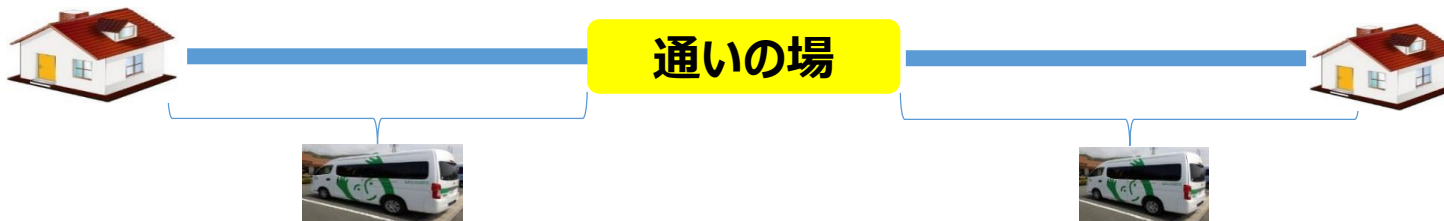
通院等をする場合における送迎前後の付添支援



- ケアマネジメントに基づき必要に応じて付添や見守りを行う
- 目的地は生活支援の範囲内であれば、通院のほか買物支援も可

ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を別主体が実施



- 通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場（サロン等）の送迎を別主体が行う場合

市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D ケース1) 通院や買物等

- ・ **補助金**は、サービス調整の人件費等の**間接経費のみ** (車両やガソリン代等の補助は不可)



訪問D ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

- ・ **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費**、**車両購入費**など具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

ケース1) の場合も、一般財源からの補助は可能

<2017.8.25「国交省」通知> ボランティア団体等が地域住民にサービスを提供するにあたり、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要**。団体に対して**車両の購入費や維持管理経費(*)の全部や一部を市区町村が補助する場合も同様** (ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要)

(*)維持管理費：駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

早わかり法制度 総合事業編

プラン①～⑥の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。

- *1 一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施
- *2 登録不要の活動の種類は p11 の①～④参照

総合事業の種類		訪問Dケース1) 通院や買物等	訪問Dケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防 事業*1
内容・目的地		通院等における送迎前後の付添支援（目的地はケアマネジメントによる）	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	（住民主体で）家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所Bへの送迎（同一主体でも別主体でも）	通いの場への送迎（同一主体でも別主体でも）
補助 が 可 能 な 経 費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○（市町村判断）
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○（市町村判断）
	車両維持購入費	×	○（市町村判断）	×	○（市町村判断）	○（市町村判断）
	ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否		要	要	要	要	不要
利用者負担*2 （登録不要の場合）		ガソリン代実費①	サロン利用料のみ③	家事支援と同一の利用料④	サロン利用料のみ③	サロン利用料のみ③

「保険料」の取扱い●「許可・登録不要」に総合事業の補助金を付ける場合

		訪問D (ケース1)		訪問D (ケース2)		訪問B (家事身辺一体型)		通所A.B.C. 一般介護予防	
法制度解釈	総合事業	×	車両関係費は不可	○	車両維持購入費、ガソリン代、実費は補助可能	×	車両関係費は不可	○	車両維持購入費、ガソリン代、実費は補助可能
	道路運送法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は団体所有車両の車両維持購入費は、補助しても登録不要 ・団体が加入する保険（送迎サービス補償など）は、補助しても登録不要 							
対象別の補助可否	団体車両の自動車保険	×	-	○	例：秦野市（日割計算）	×	-	○	例：神栖市（車両リース料補助）
	個人持込み車両の自動車保険	×	※定額設定の間接補助は対象経費の明細なし	×	※定額設定の間接補助は対象経費の明細なし	×	※定額設定の間接補助は対象経費の明細なし	×	※定額設定の間接補助は対象経費の明細なし
	団体が加入する保険	○	例：米原市、太子町	○	例：網走市	○	例：花巻市	○	例：国東市

● 訪問Dの事例

国通知【実施可能モデル】 神奈川県 秦野市

● サロン（居場所）に行けなくなった人の支援

経過	<p>一般介護予防事業（65歳以上だれでも可）でサロンを実施していた。多彩なメニューや手づくりの昼食などで好評だったが、送迎車に乗れる地域が限られていた（タクシー事業者への委託料が予算オーバー）。また介護認定をうけると利用できない仕組みが課題だった。その改善のため総合事業を活用。利用者の半数以上がチェックリスト該当者と要支援者。左記以外の人（介護認定を受けても）通所が可能になった</p>	
サービスの種類	<p>デイ部分</p> <p><通所型サービスB></p>	<p>送迎部分</p> <p><訪問型サービスD></p>
道路運送法		<p>許可・登録を要しない運送</p>
サービス提供者	<p>住民ボランティア(週1回×4グループ)</p>	<p>福祉有償運送登録団体・社会福祉法人（現在2団体）</p>
補助金	<p>1団体あたり 年8万円（上限） 報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、 備品購入費、ボランティア保険料</p>	<p>①送迎コーディネーター人件費 ②通信費 ③消耗品費 ④車両保険料</p>
送迎車両		<p>受託者の車両および公用車（無償貸与）</p>
利用者負担	<p>実費（昼食代・おやつ代の食材費）</p>	<p>なし</p>

国通知【実施可能モデル】 山口県 防府市（向島地区）

●介護予防教室（体操&買物）を多様な主体が支援

サービスの種類	＜独自類型：幸せます型＞ 名称「幸せます健康くらぶ」	
	サロン部分 ＜通所型 A相当＋住民主体B＞	送迎部分 ＜訪問型サービスD＞
道路運送法		許可・登録を要しない運送
サービス提供者	防府市通所サービス連絡協議会 & 民生委員 & イオン防府店	社会福祉法人「蓬萊会」（障がい者系） ＜社福の公益活動として車両と運転手を無償提供＞
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防体操と買物&おしゃべりの場（毎回15人以上参加） ・月1回イオンで（イオンは会議室無料提供）、1回は公民館/丸久の販売車 ・あえて連絡協議会に委託（共有化➡他地区での立上げ） ・市の短冊式要綱役立つ ・民生委員は基本チェックリスト対象者の掘り起こしやサロン&送迎付添 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議で買物困難の課題 ・社福「蓬萊会」は地域貢献策を模索中。施設建設を受け入れてもらった地域。快諾。月2回運行/市は燃料費実費を補助 ・民生委員（8人）は「向島にしき健康くらぶ後援会」を発足 ・保険は自動車保険と国内旅行保険 ・小野地区では地域活性化会議が中心になり立上げ中（通所B）
送迎車両		社会福祉法人の所有車両（26人乗り）
利用者負担	2,500円の1割&昼食代	なし

国通知【実施可能モデル】 茨城県 取手市

●既存団体の活用 <訪問型サービスD>

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 自治体側から既存の活動団体へ説明や担い手の打診を行う NPO法人「生きる」が手上げ
道路運送法	福祉有償運送
利用対象者	福祉有償運送の利用対象者（補助の根拠となる利用者は基本チェックリスト該当者）
利用者負担	5キロ以内一律700円、以降2キロごとに300円
補助	<ul style="list-style-type: none"> 従前から市は団体へ補助（一般財源） 訪問Dの補助は上記と重ならない範囲/事務所賃借料など間接経費の一部のみ

国通知【実施可能モデル】 島根県 美郷町

●既存団体の活用 <訪問型サービスB+D>

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 島根県提案の「自治会等輸送事業」をきっかけに「NPO法人 別府安心ネット」が発足 維持継続が課題となって自家用有償旅客運送の登録を受けた
道路運送法	公共交通空白地有償運送 & 福祉有償運送
利用対象者	基本チェックリスト該当者で、家族により援助を受けられない状況にある者、高齢者のみ世帯で軽度の援助を必要とする者など
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> 訪問Bは1時間1,000円：家内の整理・整頓、特別なものの洗濯等 訪問Dは1キロあたり50円：日用品や食材の確保、外出時の付添
補助	<ul style="list-style-type: none"> 訪問Bと訪問Dをセットで実施する団体に対して補助 Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添

千葉県 松戸市 <登録不要>

訪問Bのなかで訪問Dを実施(介護・家事身辺援助一体型)

サービスの種類	生活支援コース(住民就労型) <訪問型サービスA>	困りごとコース(住民ボランティア型) <訪問型サービスB>
サービス内容	介護保険制度内の生活援助サービス	介護保険制度内外の生活援助サービス ①家事・生活上の困りごと ②自動車による通院などの付添支援(訪問型サービスD)
利用料	(1割または2割負担) 1割負担は30分未満100円 30分~1時間未満 200円 1時間以上は超過加算	(1回あたり) 1時間未満は800円 1時間以上は超過加算
サービス提供者	(賃金) 1時間1,100円 (交通費を含む)	(活動謝金) 1時間(回) 800円(交通費を含む)
委託料・補助金等	事業者指定/委託 単価 1時間2,000円 (住民主体Bとの連携加算100円) 利用者負担1・2割	補助(助成) ・準備資金 30万円以内(移動支援を含む場合は10万円加算)・運営費 月額5万円(固定)+実働加算(加算) 50~100時間1万2500円 100~150時間2万5千円 150~200時間5万円 200~300時間10万円など

柏崎市フォーラム
 (11/17土)
 各地区発表予定

地域の動き ① 荒浜地区

地区の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人口：1,047人 ・世帯数：415世帯 ・高齢化率：36.7% 市中心部への路線バス 1日8便、JR越後線 1日9本
活動主体	荒浜アットホーム運営委員会（荒浜町内会）
活動経過	<ul style="list-style-type: none"> 市が養成したボランティア者が中心になり、買い物、草取り、ゴミ出し等の有償ボランティアに取り組む。併せて、配布物を届けながら、高齢者世帯の見守り・安否確認を行う。 有償ボランティアを開始後、通院時の移送についての要望が多く、研修内容を踏まえて支援メニューを追加を予定。
内容	<u>許可・登録を要しない運送</u> <u>(介護や家事身辺援助等のサービスと一体型)</u>
料金等	<u>1時間程度 400円、2時間程度 600円</u>



地域の動き ② 椎谷町内会

地区の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人口：129人 ・世帯数：57世帯 ・高齢化率：53.5% 市中心部への路線バス 1日7便
活動主体	椎谷町内会
活動経過	<ul style="list-style-type: none"> 町内で開催した地域ケア会議から、移動手段に関する検討委員会を立ち上げた。 検討委員会が全世帯へアンケートを実施。助け合い活動での移送を「利用したい」3人、「運転協力できる」6人という結果。 研修内容を踏まえて、活動を開始したい考え。
内容(案)	<u>許可・登録を要しない運送</u> <u>(利用者負担がカンパシ実費、道路通行料、駐車料金のみ)</u>
料金(案)	1kmあたり20円で検討中
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> 実費負担はバス料金より安価となるため、利用者の気兼ね、協力者の継続確保が懸念 今後、実費のほかに一定額（仲介手数料など）を収受できる範囲が示される見通しがあるため、情報を待って活動を開始予定

地域の動き ③ 野田地区

地区の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人口：540人 ・世帯数：227世帯 ・高齢化率：50.4% 市中心部への路線バスは1日6便
活動主体	野田地区町内会長会
活動経過	<ul style="list-style-type: none"> 地区内に国保診療所があり、住民の多くがかかりつけ医としているものの、バス停から離れている集落もあり、受診困難な高齢者が多い。 地区が主体となってデイホームを運営（市補助事業）しているが、利用者数は伸び悩み。 受診支援とデイホーム利用を組み合わせた取組を検討したい考え。
内容(案)	<u>許可・登録を要しない運送</u> <u>(自治体の車両を活用した輸送の対価にあたらない支援)</u>
料金(案)	未定
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> H30.1月にボランティア養成講座を開催し、23人が参加 養成講座の参加者に対し、協力できる内容等を聴取 できそうな活動を集約して、具体的な活動内容を考えていく デイホームで試行した生協の注文代行が好評で、本格実施を検討

総合事業の種類と道路運送法の種類 2018年7月

～全国移動ネット ヒアリング調査から～

道路運送法の種類	許可・登録不要			登録	許可
総合事業の種類	●がリン代実費・有料道路・駐車料のみ	●サロン送迎 (自家輸送)	●家事身辺援助等 <u>サービス(訪問B)一体型</u>	ドライバー人件費は利用者から徴取可能	
訪問型サービスB			松戸市 吉見町 天童市 八王子市 花巻市		
訪問型サービスD (ケース1)	米原市 大網白里市 柏崎市		黒滝村 流山市 太子町 柏崎市	取手市 美郷町 若桜町 御代田町	さつま町
訪問型サービスD (ケース2)	鶴岡市	秦野市 網走市 長沼町 飯綱町 加東市 防府市 太子町 葉山町		和光市 (御代田町 /通所B)	川島町
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市			

対象者は65歳以上だれでも (ケアマネジメント不要)

※太子町は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

「訪問型サービスD」等に関する調査研究および創出支援」事業成果物ご案内

2018年3月31日

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2017年度に実施した調査研究事業を通じて収集した各地の情報をまとめました。

■ リーフレット「総合事業de移動・外出支援 Let's start」

住民主体の移動・外出支援について、典型的なプランや総合事業の活用方法をコンパクトにまとめたリーフレット。送付を希望される方は、全国移動ネットまでお問い合わせください（在庫わずか）。

■ 「住民主体の移動・外出支援に関わる制度活用のヒント集 －こんなお悩みありませんか？－」

全44問の質問とその回答

■ 訪問型サービスD実施要綱・補助金交付要綱のつくり方

■ 「訪問型サービスDに係る登録NPO等の意向調査」報告書

福祉有償運送の登録団体等を対象としたアンケート調査結果

● 移動サービス「楽しくかかわってもらおう」ために

● 事故が起きないように！ リスクマネジメント

➔ 安全運転者講習は必ずやろう

(みんな運転にクセがある。クセが事故につながることも)

➔ サービスを調整する人も大事

➔ みんなで考え組織的に対応する

● もともと送迎ボランティアの事故は多くない ➔

★ 国交省交通計画課と損保会社で**互助型**の保険を開発中 (全国移動ネット協力)



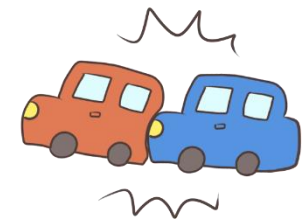
全事故件数(死亡、負傷)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗合バス	3,213	2,974	2,825
貸切バス	467	440	413
ハイタク	26,704	26,219	24,030
トラック	30,311	27,349	24,217
自家用有償	63	59	32

走行距離数 (千キロ)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乗合バス	3,013,347	3,031,001	3,046,438
貸切バス	1,708,699	1,699,166	1,697,060
ハイタク	15,199,604	14,854,303	14,264,090
トラック	73,103,375	74,271,278	72,147,924
自家用有償	68,907	67,149	71,742

国交省資料



● 事故への対応

➡ 万一事故が起きたら、基本 **保険会社の出番** (その場で示談はしない)

➡ 保険は掛けておく。以下ネット保険も共通 **保険会社に要確認!**

＜対人賠償＞ (家族以外の)**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。**同乗している利用者 = 第三者**

＜人身傷害＞ 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害**に応じて**実際の損害額が支払われる** (cf.搭乗者傷害)

● 実際は、**乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い**

➡ **ボランティア活動保険** (無償の場合)、**福祉サービス総合保障** (有償の場合)、**国内旅行保険**など (通して保障:送迎サービス保障等)

移動・外出支援サービスは住民参加が不可欠



- **住民自身や事業者が行政と協働して自分が住む地域を持続可能な地域にしていく** **<課題と情報の共有化>**

★講師を招いた勉強会やワークショップ等

【事例】・新潟県 生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業

- ・北杜市 住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業
- ・静岡県社協（菊川市社協）ヘルプマン養成講座
- ・葉山町社協 住民主体による交通バリアフリー協議会

★運転者の発掘や育成など

【事例】・横浜市泉区 泉サポートプロジェクト

- ・秦野市 地域支え合い型ドライバー研修
- ・神奈川県 移動（輸送）サービス従事者養成研修事業

ヘルプマン養成講座



普段生活している中で、
“ちょっとした困りごと”を
抱えている人が菊川市内にいます。
そんな人たちの為に、あなたの
“ちょっと空いた時間”を
活用してみませんか？

＜1日目＞2月28日(水)
午前10:00～(受付:9:30～)
駐車券について
気軽に出入りできる場所とは？
ちょっとした困りごとを助ける人が、
何に困っているのかを知るキッカケに！

＜2日目＞3月6日(火)
午前11:30～(受付:11:00～)
駐車券について
スーパーまで行くことが大変！
移動手段がない！外出が大変！
問題をどう解決していくのがベストか？

こんな方にぜひ参加いただきたいです！
・少しの時間がある。
・育児の合間に空いている時間に何かしたい…
・何かやりたいと思っているけど、自分に役がでるかわからない…
・ボランティアに興味があるけど、何から始めるのかわからない…等

講師：全国移動サービスネットワーク
副理事長 羽崎 民子氏（2日目のみ）

場所：菊川市総合保健福祉センター プラザゆき 201 会議室

参加費：無料

申込締切：平成30年2月21日(水)

主催：菊川市社会福祉協議会

(協力：静岡県社会福祉協議会)

菊川市の生活支援の担い手として、
社協と一緒に活動して下さい！

次はあなたの出番です！！

※できれば両日参加して頂きたいですが、どちらかの参加でも構いません。

地域支え合い型 認定ドライバー養成研修

受講者募集!

ご自分の空いている時間を活用して、お買い物や通院など外出にお困りの方を支援しませんか？
この研修は、国土交通大臣認定講習です。

研修内容①

地域で外出や移動にお困りの方の移送に必要な知識、身体介助、技能を学べます。
※道路運送法の登録不要の活動です。
※福祉移動サービス団体等の就労を希望される場合は、別途面接等が必要です。

研修内容②

地域でお買い物ツアーやサロン活動の中で移送を行おうと、お考えの自治会や有志団体の皆様を支援します。
○グループワークで模擬体験
○相談コーナー
○入る資格はあるの？
○事故対応マニュアルを作りたい
○補助制度はあるの？ など

研修の日程等

1日目	平成29年8月28日(月)	午前10時～午後4時
2日目	平成29年8月29日(火)	午前10時～午後4時
3日目	平成29年8月30日(水)	午前10時～午後4時

場所：秦野市保健福祉センター第4会議室（秦野市緑町16番3号）

研修の申し込みは・・・

申込先：秦野市役所福祉部高齢介護課在宅高齢者支援担当
電話：0463-82-7394 FAX:0463-84-0137
※平成29年8月18日(金)までに電話又はFAX(裏面)でお申し込みください。

- 住民と一緒にあって 誰がどのように困っているか できる限り具体的に把握する
 <ニーズの具体化> ★思い込みだけで形をつくと誰も乗らない
- やる気がある人やグループが見つかったら 行政マンは黒子に（さりげない支援に徹する） <住民が主役意識を持てるように>
- 既存の活動がある場合は そのまま生かしながら（持続可能になるような）補助金等や車両支援を工夫 <継続できるように支援>
- なるべく多くの主体の参加を促す

（防府市）

- 手続きは極力簡素に

